

## 文京区非接触式電子温度計貸出要綱

2020文区区第1602号令和3年1月18日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）の町会・自治会及び商店会並びに文京区体育協会加盟団体の各種団体が、その主催する事業において、参加者の健康状態の把握をより速やかに行うことができるよう、これらの団体に非接触式電子温度計（以下「温度計」という。）を貸し出し、もって感染症対策の強化を図り、その拡大防止を推進することを目的とする。

### (貸出対象者)

第2条 温度計の貸出しを受けることができる者（以下「貸出対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内の町会・自治会
- (2) 区内の商店会
- (3) 文京区体育協会加盟団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたもの

### (貸出対象事業)

第3条 貸出対象者が温度計の貸出しを受けることができる事業（以下「貸出対象事業」という。）は、おおむね10人以上の区内に在住し、在勤し、又は在学する者が参加する事業とする。

### (貸出台数及び期間)

第4条 区長は、貸出対象者に対し、貸出対象事業1事業につき温度計を2台まで貸し出すことができる。ただし、区長が必要があると認めたときは、3台以上貸し出すことができる。

2 前項の規定により貸し出した温度計の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して5日以内とする。ただし、区長が必要があると認めたときは、当該期間を延長することができる。

### (申請)

第5条 温度計の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の1月前の月の初日（当該日が次項の規定により申請を行おうとする施設の営業日でないときは、当該日の次の直近の営業日とする。）から使用日までの期間に、非接触式電子温度計貸出申請

書（別記様式。以下「申請書」という。）により区長に申請しなければならない。

2 申請書は、区民部区民課又は文京区立地域活動センター条例（平成22年3月文京区条例第9号）別表第1に掲げる文京区立地域活動センター（以下「申請施設」という。）のいずれかに提出するものとする。

（貸出しの決定）

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請が適当と認めるときは、申請者に対し、温度計を貸し出すことができる。

（貸出し及び返却）

第7条 前条の規定により温度計の貸出しを受ける者（以下「貸出決定者」という。）は、第5条第2項の規定により申請書を提出した申請施設（以下「貸出施設」という。）においてこれを受け取るものとする。

2 貸出決定者は、前項の規定により貸出しを受けた温度計（以下「貸出機器」という。）の使用が終了したときは、第4条第2項の貸出期間内に、貸出施設に対して当該貸出機器を返却しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、他の申請施設に対し、貸出機器を返却することができる。

（管理）

第8条 貸出決定者は、善良な管理をもって貸出機器を使用しなければならない。

2 貸出決定者は、貸出機器を処分し、転貸し、譲渡し、又は貸出対象事業以外に使用してはならない。

（費用）

第9条 温度計の利用料は、無料とする。ただし、貸出しに伴う運搬、設置等に要する費用は、貸出決定者が負担するものとする。

（損害賠償の義務）

第10条 貸出決定者は、その責めに帰すべき事由により、貸出機器を紛失し、又は棄損したときは、貸出機器と同種のもの又は区長が相当と認めた金額をもって、賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、現品による賠償を免除し、又は賠償額を減額若しくは免除することができる。

（返還）

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出機器を返還させることができる。

- (1) 貸出決定者が貸出機器を必要としなくなったとき。
- (2) 温度計の取扱いについて第8条の規定に違反したとき。

- (3) 偽りその他不正の手段により温度計の貸出しを受けたとき。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、区長が必要があると認めたとき。
- (その他)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、区民部長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。